

対象となる窓の仕様例

地域区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及 び II	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット。以下同じ。)が 1.91 以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 1.51 以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 1.91 以下であるもの</p>	<p>イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p>
	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p>	<p>低放射複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各 12 ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>
III	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 2.30 以下であるもの</p>	<p>イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p>
	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.36 以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.01 以下であるもの</p>	<p>イの場合、複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板二枚使用(中間空気層 12 ミリメートル以上のもの)、複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)又は低放射複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>
IV 及	<p>二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの</p>	<p>ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p>

び V	一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板 2 枚使用(中間空気層 12 ミリメートル以上のもの)又は複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具であるもの
VI	一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が 0.43 以下のもの	遮熱低放射複層ガラス(空気層 6 ミリメートル以上のもの)又は熱線反射ガラス 3 種入り建具であるもの
<p>1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格R3107-1998(板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法)又は日本工業規格A1420-1999(建築用構成材の断熱性測定方法)に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格R3106-1998(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したもの又は垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう。</p> <p>3 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。</p>		

※上記と同等以上の性能を有することを確認することができる内窓設置、外窓交換、ガラス交換については、これによらず、エコリフォームのポイントの発行対象とすることができる。

※引戸、ドアについてはポイントの発行対象外。

断熱材の区分

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/(m ² ·K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール(施工密度 13K、18K) ・タタミボード(15mm) ・A 級インシュレーションボード(9mm) ・シーリングボード(9mm)
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 10K 相当 ・吹込み用ロックウール断熱材 25K
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 16K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 20K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 4 号 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 1 種 1 号 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 1 種 2 号
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 24K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 32K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 16K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 24K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 32K 相当 ・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール断熱材(マット) ・ロックウール断熱材(フェルト) ・ロックウール断熱材(ボード) ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 3 号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 3 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 2 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 2 号 ・吹込用セルローズファイバー 25K ・吹込用セルローズファイバー 45K、55K ・吹込用ロックウール断熱材 65K 相当
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能グラスウール断熱材 40K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 48K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 2 種(0.034) ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 2 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 3 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 2 号

E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 3種 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 1号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 2号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 3号 ・A種硬質ウレタンフォーム保温板 2種 4号 ・A種フェノールフォーム保温板 2種 3号
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・A種フェノールフォーム保温板 1種 1号 ・A種フェノールフォーム保温板 1種 2号

※1 JIS A5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種 b^{※2})、KT-N(1種 b^{※2})については、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種 b^{※2})、KT-N(3種 b^{※2})については、断熱材区分 Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム保温材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A9511 で規定される押出法ポリスチレンフォーム保温材の種類を示す。

断熱材の一定の使用量

■断熱材の1戸当たりの最低使用量(一戸建ての住宅)

断熱材の区分※ ¹	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1 A-2 B C	6.0 (3.0) ^{※2}	6.0 (3.0) ^{※2}	3.0 ^{※3} (1.5) ^{※2}
D E F	4.0 (2.0) ^{※2}	3.5 (1.8) ^{※2}	2.0 ^{※3} (1.0) ^{※2}

■断熱材の1戸当たりの最低使用量(共同住宅等)

断熱材の区分※ ¹	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1 A-2 B C	1.7 (0.9) ^{※2}	4.0 (2.0) ^{※2}	2.5 ^{※4} (1.3) ^{※2}
D E F	1.1 (0.6) ^{※2}	2.5 (1.3) ^{※2}	1.5 ^{※4} (0.8) ^{※2}

※1 断熱材の区分については、別紙2を参照。

※2 部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※3 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※4 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

エコ住宅設備の基準

対象設備	基準	
太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)	
節水型トイレ	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、もしくは、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。	
高断熱浴槽	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	
高効率給湯機	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。
	潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	給湯部熱効率が94%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	連続給湯効率が94%以上であること。
	ガスエンジン給湯機 (エコウィル)	JIS B8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。
節湯水栓 ^{※1}	次の①②③のいずれかの基準を満たすものであること ①台所水栓において「手元止水機能(節湯A1 ^{※2})」又は「水優先吐水機能(節湯C1 ^{※2})」を有すること。 ②洗面水栓において「水優先吐水機能(節湯C1 ^{※2})」を有すること。 ③浴室シャワー水栓において「手元止水機能(節湯A1 ^{※2})」又は「小流量吐水機能(節湯B1 ^{※2})」を有すること。ただし、シャワーヘッドのみの交換は除く。	

※1 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」(独立行政法人建築研究所、協力:国土交通省国土技術政策総合研究所)に定義される節湯水栓を示す。

※2 一般社団法人日本バルブ工業会が定める節湯水栓の種類を示す。

バリアフリー改修対象工事内容について

対象工事	概要※1	詳細※2
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。)を伴わない手すりの取付けは含まれない。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれない。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口(以下「通路等」という。)の幅を拡張する工事であつて、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限り。)の幅が、おおむね 750mm 以上(浴室の出入口にあつてはおおむね 600mm 以上)であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

※1 平成 19 年 国土交通省告示第 407 号より抜粋

※2 平成 25 年 10 月 1 日 国住政第 83 号、国住生 402 号、国住指第 2293 号より抜粋

省エネ対象住宅証明書等

省エネ基準	確認書類	発行機関 ^{※2}
①省エネ法に基づく 「トップランナー基準」相当	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書★ ^{※1}	登録住宅性能評価機関
	住宅省エネラベルの適合証	登録建築物調査機関
	フラット35S適合証明書 (金利Aプラン、省エネルギー性)	適合証明機関
②一次エネルギー消費量 等級5	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関
	設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級5) ^{※3}	登録住宅性能評価機関
	建設住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級5) ^{※3}	登録住宅性能評価機関
	低炭素建築物新築等計画認定通知書	所管行政庁
	低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査適合証	登録住宅性能評価機関
	フラット35S適合証明書 (金利Aプラン、省エネルギー性) ^{※4}	適合証明機関
③一次エネルギー消費量 等級4	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関
	設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級4) ^{※3}	登録住宅性能評価機関
	建設住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級4) ^{※3}	登録住宅性能評価機関
	フラット35S適合証明書 (金利Bプラン、省エネルギー性) ^{※4}	適合証明機関
④断熱等性能等級4 ⑤省エネルギー対策等級4	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関
	設計住宅性能評価書 (断熱等性能等級4、省エネルギー対策等級4) ^{※5}	登録住宅性能評価機関
	建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級4、省エネルギー対策等級4) ^{※5}	登録住宅性能評価機関
	長期優良住宅建築等計画認定通知書	所管行政庁
	長期優良住宅建築等計画に係る 技術的審査適合証	登録住宅性能評価機関
	フラット35S適合証明書 (金利Bプラン、省エネルギー性)	適合証明機関
	すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象 住宅証明書	登録住宅性能評価機関

※1 ★が付された書類は、本制度実施のために新たに定められるものであり、詳細は今後公表します。

※2 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

※3 平成27年4月1日以降に設計住宅性能評価を申請した場合に発行される書類

※4 平成27年4月1日以降に申請した場合に発行される書類(予定)

※5 平成27年3月31日までに設計住宅性能評価を申請した場合に発行される書類(省エネルギー対策等級に限る。)

エコリフォームの対象工事内容に応じた性能を証明する書類

※一部調整中のものがあります

対象工事内容	証明書類	
窓の断熱改修	性能証明書★	工事写真(工事後)
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	納品書 または 施工証明書★	工事写真(工事中)
バリアフリー改修	工事写真(工事後)	
太陽熱利用システムの設置	性能証明書★	工事写真(工事後)
節水型トイレの設置	対象製品証明書★	工事写真(工事後)
高断熱浴槽の設置	性能証明書 ★	工事写真(工事後)
高効率給湯機の設置	対象製品証明書★	工事写真(工事後)
節湯水洗の設置	対象製品証明書★	工事写真(工事後)
リフォーム瑕疵保険への加入	保険証券の写し または 付保証明証の写し	
耐震改修	耐震改修証明書※2	工事写真(工事中)

※1 ★が付された書類は、本制度実施のために新たに定められるものであり、詳細は今後公表します。

※2 耐震改修証明書は、次の書類の内1つをご提出下さい。

証明書類	発行機関等
エコ住宅支援制度用耐震改修証明書★	登録住宅性能評価機関
住宅耐震改修証明書(所得税用)の写し	地方公共団体、建築士、確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅耐震改修証明書(固定資産税用)の写し	地方公共団体、建築士、確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人